

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

日程第1 一般質問

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。

また、一般質問の議員 1 人当たりの制限時間をこれまでの40分以内から30分以内に短縮し、内容も大きなテーマを 2 題までとさせていただきます。御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、2 番 廣瀬隆博君、3 番 乾豊君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第 1 一般質問

---

○議長（後藤省治君） 日程第 1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

10番 木村千秋君。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） おはようございます。

ただいま議長のお許しを得ましたので、通告に基づきまして一般質問を始めたいと存じます。

皆様からお聞かせいただくお声の中で、御提案申し上げたい案件がいろいろございましたが、今12月定例議会一般質問におきましては、職員さんの健康管理についてを問うてまいりたいと存じます。

9月の広報「たるい」にても御公表のあった人事行政の運営等の状況でございます。職員数や給与、各種手当や勤務の時間、条件等が示されております。

また、このような項目は非常に関心の高い部分でもありますが、今回はそこでも公表のあった職員さんの分限や健康管理に関する状況について、数点お尋ねをさせていただきます。

9月の広報「たるい」に関しましては平成31年4月1日から令和2年3月31日の間にての御報告と承知しております。

その期間中、心身の故障の場合として2名の休職処分とお示しがあります。比較して、今年度11月30日現在ではありますが、職員数は一般行政、教育、公営企業等、各部門合わせまして205名で、そのうち病気休職者が3名、病気休暇の方が3名であります。この病気休暇の方の

うち、1名は今月中にも休職へ移る予定とのことであります。

そのほか、会計年度任用職員さん350名に関しましては、それぞれの条件下で健康管理に当たっていただいているとのことですが、期間的にも直接的な比較とはならないかもしれませんが、増加傾向にあると言えます。

また、厚生労働省のまとめによりますと、仕事や職業生活に関する強いストレスを感じる労働者の割合は、近年50%以上で推移しているとのことであります。垂井町においても、こうした傾向が少なからずあるのではと感じております。

加えて今年度は特に、これまでに経験したことのない感染症が拡大しており、職場においても家庭生活においても気をつけなければならないことが多く、心が休まらない状況が続いていることに私自身も不安を覚えます。そして、その不安が解消されないまま過ごされている方がいらっしゃることに寄り添ってまいりたいと存じ、これより数点お尋ねをいたします。

質問時間に限りがあり、深い部分のお話ができせんことをお許しいただきたいと存じます。

1つ目といたしまして、労働安全衛生法が改正され、労働者が50人以上いらっしゃる事業場につきましては、2015年12月より毎年1回ストレスチェックを実施するよう義務づけされました。このストレスチェック制度は、自分の心の状態を正しく知ることによってメンタルヘルスの不調を未然に防止するための仕組みです。また、もし不調が認められた際などは、その環境改善にもつなぐことのできる大切な制度であります。

先述の広報「たるい」にも掲載があったように、垂井町におきましても、職員さんの定期健診及びストレスチェックを実施されたとのことであります。一般的には、医師や保健師、公認心理師等がストレスチェックを実施していくとのことでありまして、当然外部委託も可能な制度であります。我が町のチェック体制はどのようなものであるのか、お尋ねいたします。

2つ目としまして、ストレスチェックの結果をどのように活用しておられるのか、お尋ねをいたします。

3つ目といたしまして、お休みされている方にはリワークプログラムなど職場復帰に向けたウオーミングアップ体制はどのようなものであるのか、お尋ねをいたします。

4つ目といたしまして、職員さんが心身ともに健康であることが気持ちのいい住民サービスの提供につながり、垂井町の力となります。ひいては、住民皆様が健康で過ごせることにも関わってくると考えます。町長のお立場で、職員さんの健康管理に関し、日頃心がけていらっしゃるものがあればお聞かせいただき、また、職員さんとのコミュニケーションをどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の職員の健康管理について4点ほどお尋ねでございますが、私からは4点目の、職員の健康管理に関し日頃心がけていることはどんなことがあるかについて、お答えをしたいと思います。

職員の心の健康につきましては、職員、そしてまたその家族にとりましても重要な問題であるばかりでなく、職員が高い士気を持って能力を十分に発揮し、住民に対しまして公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも非常に大切・重要な問題であると、そのように認識をいたしております。職員の心の健康管理につきましては、日頃から職員同士が適切なコミュニケーションを図り、風通しのよい職場環境であることが欠かせません。

私は三十有余年の役場勤務経験で培いました職員とのコミュニケーションづくりを生かしまして、自ら大勢の職員に声をかけ、時には住民から頂きました感謝・お礼の手紙を持参して現場へ出かけるなど、職員と一緒に様々な情報共有を図っていくことを心がけております。

元気な垂井町を維持するためにも、まずは職員が元気で健康でなくてはなりません。今後とも事務事業の見直しをさらに進め、職員の事務負担を少しでも軽減し、住民の声を聴く機会が損なわれないよう、労働環境改善と両輪で進めてまいりたいと、そのように考えております。何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます、4点目の答弁とさせていただきます。

なお、その他の御質問につきましては副町長から答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 木村議員からの質問、職員の健康管理についてのうち、1つ目のストレスチェックのチェック体制について、2つ目のストレスチェックの結果をどのように活用しているか、3つ目の職場復帰に向けたウォーミングアップ体制はどのようなかについては、垂井町衛生委員会の委員長であります私のほうからお答えをさせていただきます。

まずもってこのストレスチェックの制度は、近年、仕事や職業生活に関して強い不安、悩み、またはストレスが原因で精神障害を発病し、労災認定される労働者が増加傾向にある背景を踏まえて、労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気づきを促すとともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、議員が申されるとおり、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること、つまり一次予防、これを目的として創設されたもので、当町では平成28年度から実施をしているところでございます。

それでは初めに、1つ目のストレスチェックのチェック体制についてですが、垂井町においては、総務課人事係をストレスチェック実施事務従事者とし、専任の保健師をストレスチェック実施者として、正規職員と週20時間以上勤務の会計年度任用職員を対象に、労働衛生安全法に基づくストレスチェックを実施しております。この実施方法、体制につきましては、職員組合推薦委員も含みます衛生委員会にて決定したものでございます。

当町では、例年11月にストレスチェックを実施しておりましたが、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症関連の業務やコロナ禍での制限のある生活などにより、ストレスを抱えやすい状況にあることが想定されましたので、8月に前倒して実施いたしました。

方法といたしましては、ウェブ上で回答を入力し、回答後すぐに結果が確認できる支援ツ-

ルを導入しております。まず対象者には57項目の質問に回答していただきまして、その場で結果を確認し、セルフケアに役立てていただいています。その後、実施者である保健師が、国の基準例に基づき衛生委員会で決定した基準により高ストレス者の判定を行い、該当者のうち、申出があった場合は産業医による面接指導を実施するという流れで行っております。

今年度は、対象者423名のうち34名が高ストレス者に該当しましたが、産業医による面接指導の希望はありませんでした。なお、この高ストレス者数は、国の基準例では10%が想定されていますが、当町では9%を下回ったような現状でございます。

次に、2つ目のストレスチェックの結果をどのように活用しているかですが、ストレスチェックの主な目的は、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ第一次予防であります。そのため、ストレスチェックの結果を基にセルフケアを促すとともに、集団分析を行い、職場環境の把握と改善を図るラインケアに努めております。集団分析は個人が特定されることのないよう、集団の単位に配慮しながら、仕事の量、コントロール度（裁量度）、上司・同僚の支援等の観点から行っております。

ストレスチェックは健康診断と異なり、本人の同意がない限り、私はもちろん総務課長も見ることにはできません。そのため、集団分析の結果においても個人情報保護の観点から、一部の管理職でのみ情報共有をしております。今後は産業医と連携しつつ、衛生委員会での活用方法の検討、各職場における業務改善、管理監督者向け研修の実施なども行っていきたいと考えているところでございます。

次に、3つ目の職場復帰に向けたウオーミングアップ体制はどのようなものであるかですが、町の制度として職場復帰支援プログラムやお試し出勤制度は設けておりませんが、復職に向けたリワークプログラムを用意している病院があると把握はしております。

町としましては、医師から職場復帰可能の診断が出ましたら本人と面談を行い、職場復帰に対する意思と状況を確認するとともに、復帰後の業務内容や就業上の配慮の有無などを判断しております。また、必要に応じて所属部署とも情報を共有し、復帰後もフォローアップできるようにしているところでございます。

以上、木村議員の質問、職員の健康管理について、答弁とさせていただきます。御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

数点、再質問させていただきたいと思っております。まず確認もちょっとさせていただけたらなあと思っております。

まず最初に町長さん、答弁に立たれまして、心の問題、重要と捉えているよというところで、私も共有認識できたなあと思って大変安心しております。ありがとうございます。

そして、現役時代から大勢の職員さんに気をつけて声をかけているよとのことで、本当にそれも重ねてありがたいなと思っていますし、私も自分のことながら、いろいろと職員さんにお

会いた際は、あと総務課長さんにもいつも職員さんの御健康はいかがですかということ、私も母親ですので、家族の体調を心配するように、気がついたときにはお声がけをさせていただいて、やはりその顔色ですとか、やはりちょっといつもと違うなあとというところを早期に発見したいなあとという思いは町長さんの思いと一緒にありますので、大変その部分に関しましては安心をいたしました。

副町長さんの御答弁でございますけれども、把握はきちっとしていつているよと、前倒しもして結果もちゃんと把握して、それに対してもし申請があった、申出があった場合などはいろいろと対応していつているよということでございますが、保健師さんというのを置かれていて、そこで判断をしていただいているという形ですけれども、これは外部の保健師さんではないということでしょうか。そこの辺りだけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目です。よろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

○副町長（片岡兼男君） ただいまの木村議員からの質問でございますが、保健師につきましては内部の保健師でございます。外部ではございません。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

外部ではなく内部のことですね。ありがとうございます。

実は問題があるとまでは言いませんけれども、やはり職場内で様々なストレスを抱えるということ、いわゆる身内、内部の方に打ち明けるといのは、相当な体力、心の力というのにも必要になってまいります。

ぜひこのストレスチェック制度には外部委託が当然オーケーになっていますので、やはり抱え込まれるというのが一つの特徴としてありますので、なかなか職場内の方にいろんな思い、確かに共有できる部分もあるかも分かりませんし、共感もしていただける部分もあるかも分かりませんが、やはり話しにくいということが、ひいては心がどんどんとちょっと弱くなっていったらなあという現象が見られるところがあると思いますので、外部のほうもぜひ今後御検討していただけたらありがたいなあと思っています。

それで2つ目の再質問になりますけれども、不調だったという方、これまでもいらっしゃったかと思えます。本当に心配されるところでありますし、今も御健康でいらっしゃるのかなというところも思うところでありますけれども、これまでのことと言えらる範囲で結構でございますので、もし不調でという方に関してはどのように実際接してこられたかというのを、その職場復帰、リワークプログラムなんかも実際はどのようにされてきたのかなあとということ、実例を挙げてお話ができる範囲でお示しいただけたらありがたいなあと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） なかなかお答えしづらいところはあるのですが、不調者、不調な者

が我々に、我々にというか上司に相談してくるような状況になったときはもうかなり病んでいるということも体験上ございました。

必ず何らかの信号を発信しておるということは理解はしておいて、注意深くそれぞれの担当課長が担当の職員を見ておるわけですが、なかなか行き届かない面もありまして、それを酌み取れないこともございましたが、それを把握することもなかなか、日々の業務の中では難しいことはあるなということには実感しております。

ただ、見ておりますと、やはり明らかにふだんの状況と違うことがございますので、必ずそういうときは声かけを率先してしていこうと、また、どうしたんだというような、ちょっと呼び出したり、そういうこともしておるところは事実でございます。

また、復帰のプログラムにつきましてどのような状況かということでございますが、先ほど副町長が申しましたように、私ども、職場復帰の支援プログラムやお試し制度というものは現在は設けておりませんが、先ほどの質問の回答でも御紹介させていただいたように、リワークプログラムですね、そういうものを用意してみえる病院もあるということで、そういうところに実質かかっている職員もございます。職場復帰をしたいということで、その病院に、またそういうことをしている病院に診療をしている職員もございます。

私どもは、やはりその職員に戻っていただきたいということも当然思っておりますので、その病院のリワークが終わったときに診断書を必ず添付していただきますので、その診断書がなければそのような復帰に向けてはちょっと難しいんじゃないかというようなことは思っておりますが、今のところその診断書を重視しておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

なかなかお答えしづらいことをお聞きしまして申し訳ありません。

ただ、本当にデリケートな問題でございまして、本当に扱いには慎重になっていただけているというようなニュアンスで受け取りをさせていただきました。

やはり先ほど副町長の御答弁にありまして今総務課長の御答弁にもありましたように、そういったリワークプログラムの病院があるとは把握しているけれども実際はということで、なかなかそのおつなぎというところに苦労されているんだなあというのは思いますので、ぜひやはり外部のほうに。この上司に当たる方々もやはり大変な負担になると思うんです。そこで二重にそういったストレスを抱えられてしまっただけではないので、ぜひそういった部分は、上司がじゃあ専門家かといったらそうではないので、やはり外部なんか積極的に活用されてしっかりと心のケアに当たっていただけたら、本当により一層明るい垂井町があるんじゃないかなあと思ひまして、1つ、答弁を踏まえまして御提案させていただきたいのが、やはりこの際、垂井町の心も体も丸ごと健康宣言なんていうのをどんどんしていただけたらいいんじゃないかなあと思ひます。様々な計画がございまして、垂井町って。健康プログラム21だとか

いろいろ、福祉の宣言とかいろいろあると思うんですけども、やはり心も体も大事だよということでもしっかり、まずは職員さん、しっかり健康を守っていただいて、やはりどこかの部署にだけ負担があるとかという形で突出しちゃったらいけないと思うので、みんなで一緒になってそういった部分を解決していこうというところで、当然町民さんも今この未曾有の中で闘っておられたりとかしますので、皆さんで励まし合ってというところで、しっかり乗り切っていこうというところを、精神論ばかり訴えてもいけませんけれども、やはりそういったところが負担になっている方もありますので、ぜひぜひ優しさあふれる垂井町というところで、手を差し伸べていただいたり、みんなで声かけ合って、しっかりこの世の中を乗り切っていただきたいという思いでございますので、そういった宣言など、ついでにいかがかなあと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 健康の宣言をしたらどうかという御提言でございますけれども、それをまた仕組み出すとまた負荷にかかることも多々ございますので、各ジャンルで宣言をいたしておる中でも決して健康のことを度外視したような宣言は、スポーツ宣言ばかり、全ての宣言においては最終的には健康につながることを根底にあると思っておりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思えます。

それから先ほどの不調の職員の実例のお尋ねもございましたが、実は学校所管のところに精神カウンセラーの職員も常駐しておりまして、直接我々のプロパーの職員のやり取りでやるのはあえて避けて、そのカウンセラーの方に時たま中間で入っていただくような対処もさせていただいておりますので、御報告だけさせていただきたいと思えます。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋君。

○10番（木村千秋君） ありがとうございます。

ちょっと時間も迫っておりますので、では御意見ということでお聞き入れいただけたらいいと思いますが、とにかく健康あっての本当に仕事という形で、あとつながりということになってくると思えます。ぜひともその辺り日頃から、町長さん、今まで以上にお気をつけいただいて、お声かけいただいて、優しさあふれる垂井町であることを願って、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思えます。

私からは、次の2点についてお尋ねをしたいと思います。

1点目は子育てファミリーのための防災ハンドブック作成について、2点目は大学等との包括連携協定についてでございます。

まず1点目でございますけれども、子育てファミリーのための防災ハンドブックについてで



ございます。

秋田県の大仙市におきましては、妊婦さんや乳幼児のいる家庭が災害に備えるべきことや避難生活で注意すべきことを掲載した、子育てファミリーのための防災ハンドブックが作成されて配布されております。これでございますけれども、親と同居の方については家族と話し合えることができますけれども、小さな子供を抱えた核家族の方や、引っ越しをしてこられた方につきましては、防災面については不安があるかと思っています。

非常時に持ち出すべきものや災害時に取るべき行動などを紹介し、子育てファミリーの非常時持ち出し品に育児用バッグを防災仕様にする方法や、乳幼児の特徴を踏まえた避難生活における注意点、妊婦の方のための防災対策等々、具体的に分かりやすく掲載されております。

これはA3サイズで、A6サイズに両面折り畳み式になっており、持ち歩きが可能でということでございます。そしてまた、素早く行動ができるよう家庭での災害対策にも活用できることから、小さな子を伴った親子の転入、母子手帳を交付する際とか健診、あるいは離乳食教室などといったときにも、配布をして役立ててもらえるのではないのでしょうか。

垂井町独自のパンフレットがあるとより身近に感じるのではないのでしょうか。自分たちのことを考えてくれるんだということにつながるのではないかと思います。ぜひ垂井町においても、子育てファミリーのための防災ハンドブックの作成実施に向けて、早々に対応していただきたいが、その見解をお伺いしたいと思います。

続きまして、2点目でございますが、大学等との包括連携協定についてであります。

垂井町として大学等との包括連携協定は、大学等の知的・人的資源と連携を図るための取組をすることにより、今後において町の運営においても大きな力となり、また大学にとっても、教育研究に加えて地域と連携する意義は非常に大きいと思います。

今こそ連携協定を締結することで、町と大学等相互の資源を活用した連携の強化を図り、行政課題への大学等との参画により、地域の振興や人材育成の実現、さらには大学等の社会貢献活動の拡充や大学等の教育に貢献するなど、町と大学等双方にとってはとても有益であり、継続性のある連携を推進すべきであると思います。

まちづくりは人づくり。垂井町の輝く未来のまちづくりのため、経済、文化、そしてスポーツ、人材など、あらゆる分野で支援しながら、知恵を出し合いながら、共に発展していかなければならないと思います。地域に根差した地元の大学等と自治体が、どんなことでも話し合い協力し合う姿勢を重視する立場から包括的な協定を締結することが、特にこれからの社会においては非常に重要になってくると思います。未来ある垂井町のために、ぜひ協定の締結をすべきと考えますが、町長の所見を伺います。ちなみに、大学等の包括連携協定を池田町、養老町、神戸町、大野町の4自治体が既に締結しております。

以上2点につきまして質問をいたしますけれども、分かりやすく丁寧に御答弁をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 乾議員の2つ目の御質問、大学等との包括連携協定につきまして、私のほうからお答えをしたいと思います。

大学等が持つ多様な人材や情報、あるいは技術といった資源と連携を図る取組が、今後の自治体経営を行う上でも大変大きな力になると、そのように考えております。また、大学側にとりましても、自治体を含みます地域との連携につきましては、議員も申されておりますとおり、双方にとりまして非常に大きな意義があると、そのように思っております。

さて、平成29年3月でございますけれども、大垣女子短期大学と地域活性化や、また人材育成に関する包括連携協定を締結いたしました。保育実習生の受入れ、あるいは幼児教育分野で連携を図っております、協定により職業に必要な実践力、あるいは専門能力の育成や地域課題、教育、研究など5つの分野で連携を図っております。現在、大学の先生には審議会委員として御意見をいただいたり、あるいは大学の療育プログラム講座に保育士も参加をさせていただいております。

そのほかの大学等の関連につきましても、先ほどと同様でございますけれども、各種の審議会や、あるいは委員会などの学識経験者としても委員として加わっていただくこともございまして、専門的な知見から様々な御提言をいただいております。

また、数年前になりますけれども、庁舎跡地活用検討の際には、岐阜大学の先生をはじめ、学生たちが地域と関わっていただくなど、地域の声を引き出す役回りもしていただきました。

このように様々な形で大学等との連携を図ってきたところでございますが、協定締結することは、今まで以上に多様な分野で緊密な協力関係を構築することができ、持続的・発展的に連携を深めていくことが期待できます。

また、地方創生関連におきましても、国からは幅広い層の住民をはじめ、多様な主体の参画が求められておりますことから、今後ともさらなる協定の締結につきましては、相手側がいることではございますけれども、今まで連携を図ってきた関係者の方々を中心に、これからも意見交換を図っていきながら検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

なお、1点目の防災ハンドブック作成につきましては、企画調整課長のほうから御回答申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） それでは、乾議員の1つ目の御質問、子育てファミリーのための防災ハンドブックの作成につきまして、企画調整課からは防災全般の観点からお答えさせていただきます。

災害に備えるためには自助、共助、公助、それぞれの取組が必要であり、自分の身を守るためには特に自助の取組が重要となってきます。

自助とは、自らの命は自ら守るという考えの下、家具の固定や非常用持ち出し品の準備、食料の備蓄やトイレ対策を行うこととさせていただきます。自助は全ての方にとって必要な備えではありますが、内容はその家族状況に応じて備えが必要であり、一例といたしまして、乳幼児がいる家庭ではおむつやお尻拭き、粉ミルクなどの持ち出し品が必要であり、高齢者がいる家庭では大人用のおむつや携帯用つえ、老眼鏡などの持ち出しが必要となってきます。

その観点で、今回議員から御紹介をいただきました大仙市の子育てファミリーのための防災ハンドブックを見てみますと、大枠としては一般的な自助におけます防災の備えを記載しつつも、子育てファミリーが必要とする備えがちりばめられており、大変分かりやすいハンドブックとなっていると感じました。

実際に大仙市の担当者にお伺いしたところ、大仙市は神奈川県座間市と友好交流都市協定を締結しておりまして、年1回の防災部門においても互いに行き合い意見交換をしているとさせていただきます。その中で座間市が先立ってこの取組を実施されており、それを取り入れる形で実施されたとさせていただきます。

本町におきましても、自助の重要性は繰り返し訴えているところでありまして、ハンドブックという形ではございませんけれども、出前講座などにおいて子育て世代などそれぞれの世代に応じ、対応の必要性をお伝えしているところでございます。

今後、防災訓練などにおいても、それぞれの世代に応じた自助の備えについて分かりやすく伝えていけるよう工夫して取り組んでいきたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、乾議員の1つ目の御質問、子育てファミリーのための防災ハンドブック作成について、母子保健並びに子育て世代を支援する立場からお答えをさせていただきます。

議員お示しの秋田県大仙市が作成されました防災ハンドブックを市のホームページで拝見させていただきましたところ、災害に役立つ情報などがコンパクトにまとめられており、大変分かりやすいものと感じております。

さて、小さな子供を抱えた世帯や転入間もない方々にとりましては、災害の発生等有事の際において、冷静に判断して行動することは容易ではありません。また、災害の発生により避難所等での生活を余儀なくされる被災者の方々については、心身の健康への影響が心配されるところでございます。特に議員仰せのとおり、災害時要支援者である妊産婦にとっては自らの命、そしてかけがえのない我が子の命の2つの命を守っていく必要があることから、有事の際も安全な環境を保持していくため、平時からの備えが大変重要であると言えます。

保健センターでは、妊娠届出時の母子健康手帳の交付時におきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、妊婦の妊娠経過、里帰りの予定、家族の支援体制などを

聞き取っております。これらの情報は、有事の際にも活用できる有効なものであると認識しているところでございます。

また、併せまして、10か月児の健診時におきましては、乳幼児の事故防止等の注意喚起を目的に、我が家の安心ガイドブックをお渡ししておるところでございます。ガイドブックには、子供の発達に合わせた窒息、転倒、誤飲などの事故防止編と、異物を飲み込んだとき、頭を打ったときなどの応急手当て編と併せ、災害時の赤ちゃんの安全対策と防災用品についても記載をしておるところでございます。

一例を挙げますと、準備しておきたいものとして、おむつや衣服、離乳食や体温計など、また緊急時の持ち出し品として母子健康手帳や保険証、診察券などを明示し、有事の際にも慌てないで冷静な行動につながられるよう取り組んでいるところでございます。

今後も引き続き、子育てファミリーに向けた災害時の対応につきましては、これまでの健診時等での取組と併せて、国が示します災害時妊産婦情報共有マニュアル、また妊産婦を守る情報共有マニュアル等も参考にしながら対応してまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

○3番（乾 豊君） 御答弁ありがとうございました。

特に連携協定につきましては、まちづくりやあらゆる方面での支援をもらいながら、学生や先生等、広い視野で見てもらって、町をどうしていけばいいのかという期待をし、地域が発展できるような指導もしてもらえればと考えております。

いずれにいたしましても、子育てファミリーのための防災ハンドブックの作成や大学等の包括連携協定につきましては、ただいま確固たる答弁をいただきましたので、御期待を申し上げて、私の一般質問といたしたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） 2番 廣瀬です。

ただいま議長の許可がありましたので、通告に従い、町長にお尋ねします。

新型コロナウイルス禍に対して、国や県では感染防止対策及び経済対策として様々な緊急支援事業が展開され、また第3波の拡大で、持続化給付金やG o T o イートといった事業の見直しなどが行われているところでありますが、当町においても独自の新たな対応が進められ、これに携わる職員の皆様も、通常業務のほかにコロナウイルス対策に多忙を極めておられるのではないかと推察し、ねぎらい申し上げます。

さて、県からは県民の皆様へとして、「年末年始に向け第3波の拡大阻止と新しい生活様式の定着」と題して、啓発文書が以下のように示されています。

1. かからないために年末年始のリスク回避。2. うつさないために体調不良時は行動ストップ。3. 基本の繰り返しでマスク着用、手洗い消毒、ソーシャルディスタンスという距離の

確保。4. みんなで取り組み、家庭で、職場で自己防衛。5. 敵はウイルスであって、コロナ・ハラスメントをストップ。

これらのことは、新型コロナウイルスワクチンと治療方法が確立されるまで続いていくものであり、その後も安全対応として続いていくものと考えます。県が示されたように、新しい生活様式に移行していく過程で、小・中学校の諸行事やまちづくり協議会が主催する運動会や文化祭など、また自治会活動、趣味、スポーツなどの縮小や中止から、地域活動、地域の絆、連携、協働といったキーワードの再生と継続につなげていく相互努力が大切と考えます。

そこで質問の1点目、県の提示に伴う当町としての新しい生活様式についてどのようにお考えか。

2点目、こども園、小・中学校を含む地域活動の制限について、第3波の拡大阻止に向けてどのように対処されるのか。

3点目、子供たちにとってコロナでの我慢の思いばかりが残り、遠足や運動会などがなくなり、子供や家族の人たちは寂しい思いをされたことと存じますが、町長として何らかの思いやり行動を思案、実行されてはいかがでしょうか。以上3点についてお尋ねします。

2点目は行政手続の効率化について、マイナンバーカードの取得状況と、脱判こに向けた取組についてお尋ねします。

平成28年から始まったマイナンバー制度に伴う、マイナンバーカードを利用した特別定額給付金の国民1人当たり10万円の早期支給については、カードの発行率の低さや操作が複雑など、多くの問題が残りました。また、東京オリンピック後の景気対策として、9月からマイナンバーカード取得者を対象とした1人当たり5,000円相当のポイントがつくという取得促進と相まって、物品購入などのコロナ経済対策のさまをなしております。

そこで1点目は、先進国の参考事例としてマイナンバーカードは医療、教育、福祉などに利用されており、日本では主に行政の効率化が主な普及目的となっています。ついては、当町のマイナンバーカードの取得はどれほどになっているのか。

2点目、政府が運営するオンラインサービスで、子育てや介護をはじめとする行政手続が一度にできるマイナポータルを利用した具体的な内容はいかなものか、お尋ねします。

3点目、現在、行政改革担当大臣の下で各省庁が行政手続の脱判こ化に向けて取り組まれています。当町への通達や関連条例の改正など指針が示されているのか、併せて当町の今後の脱判こ化に向けての町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 廣瀬議員から大きく2点いただきました御質問のうち、まず大きい1点目の新型コロナウイルス感染症対策の新しい生活様式について、私のほうからお答えをいたします。

まずその中の1つ目の垂井町の新しい生活様式とはいかにという御質問についてございま

すが、お答えをさせていただく前提といたしまして、議員の御質問の中にございます新しい生活様式でございますけれども、5月15日に岐阜県から発表されました「新たな日常」という理解で整理をいたし回答をさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

この新たな日常とは、4月16日に発表をされました緊急事態宣言が5月14日に解除されるタイミングを受けまして、それまでの新型インフルエンザ特別措置法による緊急事態総合対策から新たな日常対策へ変更する際に、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が策定をいたしましたコロナ社会を生き抜く行動指針とともに、岐阜県知事からの「オール岐阜でコロナ社会を生き抜きましょう！」と署名入りメッセージが発表された際に、目に見えない敵と戦う県民に向けて、その生活の仕方について発表がなされたものでございます。

国内で感染が発表されました今年1月や岐阜県で感染が発表された2月頃には、ウイルスの性質も、どのようなことに気をつければ感染しないのかよく分からない状態でもございました。

しかしながら、今は、感染防止対策の方法も分かってまいりまして、人との距離の確保、マスク着用、手洗いの習慣の定着や、感染リスクが高まる3密がそろそろ環境はつくらないといったことを継続するにつき、有効なワクチンや薬がいまだ接種・服用できない限り、これらを続けるしかございません。同時に経済や生活雇用対策、そしてまた教育、文化活動につきましても配慮する必要がありますので、感染対策と日々の営みの両立が今後の課題であることは言うまでもございません。

岐阜県発表の新たな日常を継続しながら、町内公共施設の利用につきましても、取扱いを定めた垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本指針につきましても、引き続き住民の皆様のお理解を賜りながら、新型コロナウイルス感染症を正しく知り、正しく恐れ、今後とも岐阜県と情報の共有を密にしながら進めてまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願ひをいたします。

次に、2つ目の第3波の拡大阻止に向けての対処について、お答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、直近では医療体制が逼迫する大阪府をはじめ、県内ではクラスターが多く発生するなど、今までの取組を気を緩めることなく引き続き実施していくことが重要であると考えております。

今月の7日でもございましたけれども、垂井町で6例目となります10代女性の陽性が確認されたことを受け、昨日緊急の対策本部を開催し、改めて今実施しております取組の重要性を各課長に周知をし、徹底したところでございます。

また保育園、こども園、そしてまた小・中学校の子供たちや保護者の皆様、さらには住民の皆様方におかれましては、マスクの着用、日々の検温、手指消毒、密の回避など、引き続き御協力をお願いしてまいり所存でございますので、御理解のほどよろしくお願ひを申し上げます。

次に、3つ目の子供たちへの町長としての思いやり行動についてのお答えをしたいと思います。すが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応、また長期にわたる学校休業への対応の

ため、保育園、幼稚園、こども園、小・中学校においては、運動会、遠足、修学旅行、部活動がいずれも中止になるなど、例年どおりの園生活や学校生活を送ることができず、実に寂しい思いをしている子供たちや家族の皆様も大勢おられることと察するところでございます。

しかし、制限や制約の多い生活の中でも、できることに精いっぱい取り組み、たくましく前向きに生きる子供たちの姿に、私は心から感銘を受けております。

例えば保育園、こども園では運動会などの行事が軒並み中止となり、保護者の皆様に子供たちの様子を見ていただく機会がございましたが、先般クラスごとに時間帯をずらすなど、各園感染症対策の工夫をしながら保護者参観を実施し、短い時間ではございましたけれども、保護者の方々に子供たちの活動も見ていただきました。アンケートでは「大変な状況下の中で保育参観ありがとうございます。家庭では見るできない姿を見ることができ感動いたしました」、もう一つは「短時間で中身の濃い内容だった。コロナ対策も考えていただきありがたい。今年は写真でしか見られないと思っていたので、感動も喜びも大きかった」などなど、実にうれしい御意見をいただいたと伺っております。

また、小・中学校の修学旅行につきましては、宿泊をせず行き先を変更しての実施でございましたけれども、子供たちは何よりも81人全員で行けたこと、そしてまた学年全員で一つのことが一緒にできたことがよかったという喜びや、「豪雨の中みんなで城まで上ったこともいい思い出になりました。こんな状況の中、私たちが修学旅行に行けるように計画してくださったことに感謝しかありません」という感謝の思いや、「長良川の鶺鴒の様子を実際に見せてもらって、想像していたのと全く違ってすごく迫力を感じました。家族に学んだことを話してあげたいと思いました」などなど、家族への思いに満ちた感想などがあつたと教育長からも報告を受けております。新型コロナウイルス禍の厳しい状況の中でも、前向きにたくましく生きる子供たちが垂井町に育っていること、そしてまた育てていただいていることは大変喜ばしく、感謝の思いでございます。

学校では、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、6月1日の学校再開までは試行的な登校や分散登校を行い、学校内の感染対策を実施いたしました。学校の休校は3月2日から行っておりましたので約3か月もの間、外出を控え家庭で過ごすといったことは初めての経験であるとともに、目に見えない敵と戦うわけでございますから、子供たちにとりましても、また保護者の皆様にとりましても、実に不自由な期間であつたと思っております。

再開した後は、子供たちの登校前や下校後に、保護者の皆様や地域の皆様の協力を得ながら、校内の消毒もしていただき、その成果があつて、学校内クラスターも発生することなく今日に至っております。私も小・中学校に出向き、一緒に消毒もさせていただきました。

一方、若い職員たちからの発案でございましたけれども、疫病が流行したときにアマビエの写し絵を掲げると疫病が退散するという伝説がありますことから、アマビエのイラストによる「オール垂井で頑張ろう」というメッセージを入れた缶バッジを作成し、職員がつけて職務に当たるといふ取組も始めました。私が今、ここに付けておるバッジでございます。それから来

庁された方々に、共に頑張りましょうという思いを発信させていただいているものであります。バッジをつけて職務に当たることが難しい施設におきましては、これと同じバッジのものがございますけれども、このステッカーを施設入り口などに貼ってメッセージの発信もさせていただいております。

これまで取り組んでまいりました内容の一例は以上のおりでございますけれども、この先、新型コロナウイルスとも闘いながら生きる今、様々な制約はございますけれども、どのような方法で住民の皆様やまちが元気を取り戻すのかを十分考えてみたいと、そのように思っておりますので、何とぞ御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この後、新型コロナウイルス感染症対策の新しい生活様式の2つ目の御質問でございますが、第3波の拡大防止に向けた対処のうち、教育委員会所管分につきましては教育長から、また大きな2つ目の質問、行政手続の効率化につきましてはそれぞれ関係課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 初めにお礼を申し上げます。6月の学校再開以降、大変多くの地域のボランティアの皆様、学校の消毒、清掃作業並びに草刈り作業等をしていただきました。子供たちは地域の皆様に支えていただいていることや地域の皆様との絆を実感し、「ありがとうございます」とお礼の言葉を述べたり、感謝の思いを込めたカードをお渡ししたりしたと聞いております。誠にありがとうございます。

それでは私から、1点目の御質問のうち2つ目の御質問、こども園、小・中学校を含む地域活動の制限について、第3波の拡大阻止に向けてどのように対処するのかにつきまして、教育委員会所管の小・中学校と施設並びに事業への対処につきまして、お答えいたします。

現在は、垂井町新型コロナウイルス感染症対策の基本方針にのっとりまして、小・中学校並びに教育委員会所管の施設では、垂井町内と周辺市町の感染状況に注視し、感染拡大防止対策を十分にした上で、学校の教育活動、スポーツ、文化芸術活動の推進に努めてきたところであります。

小・中学校ではこれまでに、マスクの着用、手指消毒の徹底、換気やソーシャルディスタンスの確保など、いわゆる新しい生活様式が子供たちに定着してまいりました。そこで、運動場でミニスポーツ大会を開いて保護者に参観していただく、稲刈りやサツマイモ掘りなどの野外での活動を地域の方々で行う、体育館で十分な距離を保って地域の講師から生け花を教えるなど、規模を縮小して地域講師による職業講話を行うなど、地域や保護者の皆様と協議をいたしまして、感染防止対策を徹底した上で、学校ごとにできることを進めてまいりました。

また、生涯学習課の諸施設、諸事業におきましては、町民の皆様のスポーツや文化に親しむことを通して、生きがいを感じていただく観点から、感染防止対策を徹底した上で、できることを行う立場で対処してまいりました。



例えば文化会館では、11月22日に音楽祭を開催いたしました。出演団体は町内での活動団体とし、会場入り口での来場者の記録、手指消毒・検温の徹底、出入口を分け、会場内を一方通行にすること、扉は開けたままにし換気に努めること、会場の座席は前後左右の隣接する席を空け、使用しない椅子には表示をしまして、常に定員の50%以下にすること、マイクの使い回しを禁止し消毒すること、1つの団体の合唱終了のたびにステージ全体を消毒することなど、大変多くのボランティアの御協力もいただき、感染対策を厳重に行った上で、開催をしたところであります。

今後、第3波と言われております感染拡大に対する防止対策が必要となりましたときには、垂井町新型コロナウイルス対策本部の定める基本方針にのっとりまして、子供たちの安心・安全、利用される町民の皆様の安心・安全のために、例えば教育活動の制限や施設の利用制限をはじめとし、小・中学校では感染予防のための臨時休業、各施設では行事・事業の中止、休場、休館などの措置が必要になる場合もあると考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

〔住民課長 多賀靖君登壇〕

○住民課長（多賀 靖君） 廣瀬議員の御質問、大きな2点目、行政手続の効率化のうち1点目、マイナンバーカードの取得状況につきまして、個人番号に関しましては住民課が所管しておりますので、私からお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの交付につきましては11月30日現在でございますが、人口2万7,130人に対し交付件数5,117件、交付率といたしまして18.9%、また申請につきましては申請件数5,790件、率にいたしまして23.4%の状況でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、廣瀬議員の大きな2点目の行政手続の効率化についての御質問の中の2点目、3点目についてお答えをしたいと思います。

まず2点目でございますマイナポータルを利用した具体的な内容ということでございます。

マイナポータルとは、議員の御説明のとおり、政府が運営いたしますオンラインサービスで、利用を希望する住民一人一人に自分専用のサイトをインターネット上に用意するものでございます。特別定額給付金の申請に全国的に利用され、話題になったことは記憶に新しいところでございます。このサイトにマイナンバーカードを使ってログインすることで、子育て等に関する行政手続をパソコンやスマートフォンから申請したり、個人のニーズに合った行政からのお知らせを受け取ることが可能となります。

また、広報10月号でも御案内をさせていただいておりますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録もこのサイトからできるようになっております。

垂井町におきましては現在、児童手当、保育及び母子保健分野における14の手続につきまし

て、パソコンやスマートフォンにおける電子申請を行うことが可能となっております。

続きまして、3点目の脱判こ化に向けての考えを問うにつきまして答弁させていただきます。

行政手続の脱判こ化に向けての動きでございますが、今年の7月、県により「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という通知がございまして、見直しに係る留意事項が示されたところでございます。

具体的な内容といたしましては、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については国が必要な法令の見直しを行うとともに、地方公共団体に対しガイドライン等を示す。2つ目といたしまして、地方公共団体が独自に実施する手続につきましては国の対応方針を参考に、国の基準に準じた対応を行うというものでございます。

本町におきましては国の留意事項を参考といたしまして、国の取組に併せ、こうした取組を広げてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

○2番（廣瀬隆博君） ありがとうございます。

先ほどは町長、また教育長のほうから、コロナウイルス禍においての町の小・中学校、地域活動などの具体的な例を示していただきまして、本当に皆さん切磋琢磨されて頑張っておられたということがよく分かりました。本当に具体的な紹介をしていただき、本当に感動いたしました。どうもありがとうございました。

2点目の件につきましては、この後また質問がございしますので、そちらのほうがございしますので、また割愛させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は10時30分といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番 中村ひとみ君。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） 7番 中村ひとみでございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、2点にわたって一般質問を始めさせていただきます。

既に、先ほど同僚議員の質問の中に重なる部分もありましたが、私のほうからは少し違う視点での質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについてお伺いいたします。

中央省庁の行政手続の押印廃止を強力に推進している河野太郎行革担当大臣は、去る10月16日の会見で、約1万5,000の行政手続のうち、99.247%の手続で押印が廃止できると明らかにいたしました。その約1万5,000手続のうち、各省庁が押印を存続の方向で検討したいと回答

したのは、僅か1%未満の計111種類とのことです。

また、河野大臣は、相当部分は印鑑登録されたものや銀行届出印など、そういうものは今回は残ると説明され、デジタル庁が発足し、業務がデジタル化された際には電子認証などが導入されるだろうとの見通しを示しました。さらに、政府・与党は確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。2021年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。このように、行政手続文書だけでなく、税に関わるほかの書類でも押印廃止の流れが加速化しています。

これらを踏まえ、町長及び町当局に質問いたしますが、国において行革担当大臣が推し進めているこの押印廃止について、言われているとおり約99%の中央省庁の行政手続文書の押印が実際に廃止された場合、我が町の行政文書においても、何と何が連動して廃止できるのかなどの判断をして、今から廃止対象リストの洗い出しを積極的にすべきと考えますが、見解を伺います。

もしくは、既に国の動きに合わせてその準備を進めているのか、取組状況を具体的にお示しください。具体的というのは、例えば国において急ピッチで洗い出しをしているように、我が町においても、現状押印を必要とする行政手続文書が幾つあって、そのうち国と連動せざるを得ない文書が幾つ、町単独で判断できるものが幾つなどというように、早急にリスト化をすべきと考えます。もし、数字を明示できるのであれば、行政手続文書の数と、そのうち押印を廃止できる文書の数も明らかにできればお願いします。

内閣府規制改革推進室によると、国のこうした動きに合わせ、自治体対象の押印廃止に向けたマニュアルの策定にも着手するとのことですが、そのマニュアルを待ってから着手するのは、遅過ぎると考えます。

押印廃止と書面主義の見直しについては、国の動きを敏感に察知して、何よりも住民サービスの向上に向けて、町長のリーダーシップの下、早急な洗い出しと対応を期待いたします。

続きまして、第2点目といたしまして、行政手続のデジタル化でオンライン申請についてお伺いいたします。

9月に発足いたしました菅内閣の目玉政策の一つが言うまでもなく、行政のデジタル化を推し進めるデジタル庁の創設に伴う本格的なDX（デジタルトランスフォーメーション）への転換です。

新型コロナ禍で露呈した行政手続の遅さなどに対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに各自自治体が振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなど、給付が立ち後れる一因となったことは記憶に新しいところです。ICTやデータの活用は、先進諸国に大きく水をあけられていて、特に遅れが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国平均で僅か7%程度との報道もあります。我が町においても、国に歩調を合わせて、行政手続のオンライン化の推進と今後、DXに

取り組むことは当然として、大事なことは今からでも取り組める可能な限りオンライン化を進めるべきと主張いたします。

国の主導する本格的なDXを待って、システムも統一・標準化されてから、その後、我が町の対応を検討しようというのではなく、住民サービス向上、行政の効率化のため、現状の制度、システムを活用してできることから先んじて実行することが重要だと考えます。

具体的に質問させていただきます。

町長及び町当局は当然御承知されていることと思いますが、今からすぐにも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用したマイナポータル・ぴったりサービスのフル活用です。これは、自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。菅政権も、行政のデジタル化を進める重要な手段としてマイナンバーカードの活用を重視し、普及促進に向けて健康保険証や運転免許証など個人を識別する規格の統合を目指しているところではあります。

このぴったりサービスは、各自治体の手続検索と電子申請機能を可能とするもので、災害時の罹災証明書の発行申請から、子育て関連では児童手当等の受給資格の認定申請、保育施設等の利用申込み、妊娠の届出などなど幅広い行政手続をパソコンやスマートフォンから申請できます。我が町においては、このマイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューの中から、何と何を既に活用し、今後追加を検討している項目があるのでしょうか、具体的にお示しください。

内閣官房IT総合戦略室、番号制度推進室によると、ぴったりサービスの中で、児童手当、保育、独り親支援、母子保健など子育てワンストップサービスの電子申請対応数は、今年6月末現在で950の地方公共団体が実施済みで、全体の75.3%とのことですが、介護ワンストップサービスの対応状況は同じ時点で、83の地方公共団体、9.6%、被災者支援ワンストップサービスだと33の団体で2.2%にとどまっているとのことでした。

新潟県三条市は、平成30年4月からぴったりサービスの利用拡大に取り組み、国が指定する手続15種類に加え、児童クラブの入会申請、子供医療費受給者証の交付申請、国民年金被保険者資格の取得等々、市の判断で新たに23項目にわたる様々な分野を追加して、オンライン申請を可能にしています。

そこで、我が町としても、積極的にマイナポータル・ぴったりサービスを活用できないものではないでしょうか。今後の取組方針をお聞かせください。前向きな御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、中村議員の御質問、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについてと、行政手続のデジタル化でオンライン申請の推進ということでマイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューの中で活用しているもの、今後検討していくもの及

び今後の取組方針につきまして御回答させていただきます。

まず、行政手続における押印廃止と書面主義の見直しについてでございます。

現在、本町における押印を必要とする行政手続につきましては、法令等に基づくもの、本町の条例等に基づくもの、内部手続など様々なものがあり、その中で本町の条例や規則、要綱等に基づくものはおおよそ300件ございました。これらの手続におきまして、押印を求める趣旨といたしましては、1番目といたしまして、本人確認、2点目といたしまして、文書作成の真意の確認、3点目といたしまして、文書内容の真正性担保の3点でございます。

押印を廃止した場合のこれらの趣旨を代替する手段につきましても、国より一部示されておりますが、その押印の趣旨をしっかりと把握し、押印の必要性の有無を慎重に判断する必要があると考えております。

また、押印廃止に向けました動向といたしまして、今年7月、県より「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」という通知がございました。見直しに係る留意事項が示されたところでございます。

内容といたしましては、1番目といたしまして、国の法令に基づいて地方公共団体が実施する手続につきましては、国が必要な法令の見直しを行うとともに、地方公共団体にガイドライン等を示すというものでございます。

2番目といたしまして、地方公共団体が独自に実施する手続につきましては、国の対応方針を参考に、国の基準に準じた対応を行うというものでございます。

本町におきましては、国の留意事項を参考といたしまして、国の取組に合わせ、こうした取組を広げてまいりたいと考えております。また、そのための行政手続における押印廃止が可能な手続のリスト化につきましても、国の取組ガイドラインに合わせ行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、マイナポータル・ぴったりサービスにあるメニューの中で活用しているもの、今後追加を検討しているもの及び今後の取組方針についてでございます。

先ほどの御質問の回答で、垂井町では、現在児童手当、保育及び母子保健分野における14の手続について、電子申請を行うことが可能となっている旨を申し上げたところでございます。具体的な申請名を申し上げますと、妊娠・出産関係で、妊娠の届出、児童手当関係では、児童手当等に係る寄附の申出、児童手当等の額の改定の請求及び届出、未払いの児童手当等の請求、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出、受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、児童手当等に係る寄附変更等の申出、氏名変更・住所変更等の届出、児童手当等の現況届、受給事由消滅の届出、児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求、保育関係では、支給認定の申請、保育施設等の利用申込み、保育施設等の現況届、以上となっております。

なお、現在のところ、追加する予定のものはございません。

今後、マイナンバーカードの普及促進が一層図られ、そのことによりまして電子申請が身近

なものになってくることが予想されております。対面や添付書類が必要ないものにつきましては、電子申請の利用の拡大に向けまして、対応を順次検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、中村議員の2つ目の御質問、行政手続のデジタル化でオンライン申請の推進の中で、介護ワンストップサービスの対応状況や今後の考え方についてお答えをさせていただきます。

国が運営いたしますマイナポータルのぴったりサービスは、地域別に行政サービスを検索したり、マイナンバーカードを使ってオンラインでの申請や手続ができるもので、平成31年1月から介護保険に係る申請手続の検索やオンライン申請が可能となる介護ワンストップサービスが、各市町村ごとに、それぞれの状況に合わせた運用が開始されました。

この運用の中で、オンライン化がもたらす効果といたしましては、申請書の持込みや郵送が不要となることで申請者の時間的、事務的な負担が軽減されるほか、主治医の意見書や調査結果等の入手も迅速化され、早期のケアプランの作成やサービス利用にもつながることが期待されているところでございます。

一方で、介護の手続につきましては、高齢者や初めて手続をされる方が多いことから、サービス内容や支援策の説明、また介護を必要とする状況についての聞き取りや介護認定の手続の流れなど、直接窓口で相談をお受けする体制が適していると認識しているところでございます。

また、手続におきましても、保険証や領収書などの原本が必要となる場合もあることから、電子申請のみでの対応は難しく、加えて御本人以外の家族の方、あるいは担当するケアマネジャー等が電子申請をする場合におけるマイナンバーカードの取扱いなどの運用面での課題もあることから、岐阜県下におきましても、対応している市町村は岐阜市を含め6市のみとなっております。また、申請も被保険者証の再交付などに限られるなど、積極的な活用がなされていないというのが実態でございます。

これらの状況から、本町においては、現在、介護の申請手続に係るオンライン化は行っておりませんが、引き続き国や県、他市町の動向を十分に注視していく中で、町民の方にとりまして有用で必要なサービスが展開できますよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみ君。

○7番（中村ひとみ君） 御答弁ありがとうございました。

押印の廃止については、国に準じてということで今後進んでいくと思います。

ぴったりサービスの答弁は、本当に窓口でなければいけないこともあるということは重々承知しておりますが、今14の手続において可能となっているという答弁がありました。先ほど紹介いたしました他市町なりの23の項目を増やしたところもでございます。やはり町民の皆さん

のサービス向上のためには、選択できるということも重要かと思っておりますので、このぴったりサービスにおいては、その基盤を活用して、スピーディーで低コストでできるというのが、このオンラインの申請ができるというのが一番の魅力であると思っておりますので、町長さん、他市町において実現できていることが我が町でできないという理由はないと思っておりますので、前向きな検討と御決断をお願いしたいと思っております。答弁はよろしいですので、よろしくお願ひいたします。

以上で、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 9番 角田寛でございます。

議長の許可がございましたので、通告に従いまして、基金の運用と集約化について一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、新規感染者が11月に入り再び急激に増加し始めております。県内においても第3波の波が襲っており、新型コロナウイルスとの闘いは長期にわたることが予測されております。

新型コロナウイルス対策の各自治体におけます独自の給付金等の原資といたしまして、自治体の貯金に当たる財政調整基金が上げられます。財政調整基金は災害時や緊急時に備えて積み立てられ、各自治体ではコロナ禍の財政支出の原資として活用されておるところがあります。今後もこうした感染拡大が懸念される中、財政調整基金の取崩しが大きな話題となっておるところであります。

本町におきましても、新型コロナウイルス感染症対策として、水道料金の免除、ごみ袋の無償提供、特別定額給付金、たるいっ子応援給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、新生児への特別給付、さらには町税の徴収猶予の特例制度、また水道料金等の納付猶予のいろいろな面での生活・経済への支援が行われており、また勤労者離職支援金、店舗等の賃料補助、雇用調整助成金の上乗せ助成や感染防止対策への事業者支援、さらにはインフルエンザとの同時流行に備えまして、高齢者・妊婦へのインフルエンザ予防接種費用の助成など、こうした施策が国や県の施策と相まって進められておられるところであります。

そこで質問ですが、本町におきまして、こうした財政調整基金の取崩しは、どの程度見込まれておるのか伺います。また、そのほか基金についてもどの程度活用されているのか、第1点目に伺いたいと思ひます。

2点目ですが、近年、人口減少等、税収の減収が見込まれる中、これまで建設してきた公共施設の耐震化対策、老朽化対策などの費用を含め、維持管理費の増大が大きくなっていることが課題となっております。

こうしたことから、本町におきまして所有する公共施設の現状と将来の在り方を見通した管理計画の作成が急務となっており、平成28年6月には本町の中核である庁舎移転が決定され、さらには他の公共施設の将来の在り方として、垂井町公共施設等総合管理計画が策定されたと

ころであります。

令和元年には、当新庁舎が完成し、またこれまでは小・中学校の耐震化、垂井東こども園、垂井こども園の新設、表佐、岩手、府中の保育園も耐震補強され、全ての保育・こども園で安心して幼児教育・保育が進められておるところでございます。

その一方で、旧庁舎及びその周辺の中央公民館、福社会館、垂井地区まちづくりセンターなど施設の老朽化が進んでおり、こうした施設の機能連携を図りながら、日常的に人が集まる場としての施設整備が求められており、旧庁舎跡地の活用について基本計画が進められているところでもあります。また、議会におきましても、こうした庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会を設置して検討を進めているところでもございます。

こうした中におきまして、広報「たるい」の11月号の中で、例年どおり、こうした決算の報告をなされておるわけでございますが、その中で庁舎建設基金、学校建設基金、福祉基金、環境衛生施設整備基金などが公共施設整備基金として統合されております。こうしたことが、町民の皆様の周知するところとなりました。

また、さらには基金全体も平成30年度の約23億円に対して、令和元年度は約18億円と減少してきており、公共施設等総合管理計画を進めるためにも、今後の基金の統合を含め、不断の見直しを実施し、その活用を図っていくことが必要であると考えますが、この件に関しまして町長の所見をお伺いします。

他方、ふれあい交流基金につきましては、2億円が積み立てられており、その利息運用で地域間、国際交流等を推進し、もって個性豊かな心触れ合うまちづくりを進める目的で平成元年に設置され、30年余にわたって固定されたままであります。現在、超低金利時代の中で、その運用益は極めて低額であります。

こうしたことから、なかなか金利運用だけではいかず、やはりこうしたインバウンドを含めた国際交流事業等の施設整備のハード面や、情報提供、人材育成のソフト面でのこうしたふれあい交流基金での活用を図っていくことが、今後必要ではないかと思えます。今後ともこうした基金の固定化を見直し、実施していく必要があるかと思えますが、この点について町長の所見を伺い、私からの質問とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 副町長 片岡兼男君。

〔副町長 片岡兼男君登壇〕

○副町長（片岡兼男君） 角田議員の質問、基金の運用と集約化について、私のほうから答弁させていただきます。

初めに、1点目の新型コロナウイルス感染症対策における財政調整基金の運用についてでございますが、令和2年度当初予算におきまして、財政調整基金の取崩し額は2億3,000万円を予算化させていただきました。その後、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業の財源とするため、1億7,000万円の増額補正を行い、予算現額は4億円となりましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第1次交付分1億187万5,000円が交付されたことな



どから、現段階における取崩し見込額といたしましては、2億9,866万7,000円となっております。臨時交付金の第2次交付分2億5,473万1,000円が、今後交付される見込みとなっておりますので、最終的な財政調整基金の取崩し額は当初予算額から大幅に圧縮できる見込みとなっております。よって、現在の残高約5億3,500万円ほどを維持、もしくは上積みができるよう今後努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、その他の基金を取り崩す予定は今のところはございません。

次に、2点目の基金の統合などの見直しについてでございますが、町が保有する基金の大半は、特定の法律や特別会計で管理しており、廃止や統合を含めた見直しが困難となっておりますが、昨年度、特定の施設ごとに設置しておりました4つの特定目的基金を廃止し、今後の公共施設老朽化対策に備えるため、新たに公共施設整備基金を創設し、今年度は1億円の積立てを予定しております。その他の基金につきましても、今後の財政状況を鑑みながら計画的な積立てを行い、将来の備えとしてまいりたいと考えているところでございます。

3点目のふれあい交流基金についてでございますが、この基金は平成元年に国から交付されましたふるさと創生事業1億円に町費1億円を加えた計2億円を原資としており、その運用益で地域間・国際交流事業などを推進する目的で創設された基金でございます。これまで、この運用益を用いて中学生のカナダ・カルガリー市派遣事業や高校生などの西サモア派遣事業、そして西美濃・北近江などの地域間交流事業、さらには表佐太鼓踊りのニューヨーク・カーネギーホールでの公演事業など様々な事業を実施してまいりました。

しかしながら、これらの事業はバブル期の高金利時代だからこそ実施できたといっても過言ではありません。バブル崩壊以降、超低金利時代に突入した昨今では、年間の利息が約5万円と少額であり、決して基金を活用した交流事業を行っているとは言えない状況となっております。さきの決算審査特別委員会におきましても、未活用となっている基金について在り方を検討されたいとの審査意見をいただいたところです。時代も平成から令和に変わり、ふれあい交流事業として長らく実施しておりました中学生のカナダ・カルガリー市派遣交流事業は、来年度以降実施しないことといたしました。

このようなことから、先日の総務産業建設委員会におきまして、ふれあい交流基金の在り方について御協議いただいた中で、にぎわいと交流に資する事業に活用してはどうかといった御意見もいただいております。先ほども申しましたように、この基金にはふるさと創生事業の1億円を原資としていることも鑑みまして、今後の活用につきましても、誰もが楽しく、安全に集える垂井のにぎわい拠点づくりを基本理念として現在進めています庁舎跡地整備事業の財源として活用してまいりたいと考えているところです。

そこで、次回の3月定例会におきましては、ふれあい交流基金条例を廃止した上で、全額を公共施設整備基金に積立てをしていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上、角田議員からの基金の運用と集約化についての答弁とさせていただきます。御理解賜

りますようよろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 御答弁ありがとうございます。

今回の新型コロナウイルスでの私ども町からの財政出動は、国等の補助も受けながら何とか住民への対応を進められるということでございますので、また第3波、今後とも何かの折にはぜひ町民のそうした対応に手当てをして進めていただきたいというふうに思っております。

また、先ほど来お話しありました、私もふれあい交流基金がずっと30年来固定されたままだったというのが大変柔軟性に欠くということで、当初から思っておりましたが、今回一応見直しを図っていくということで、改めてこうした基金について、町長も以前所信表明で公共施設の今後の機能集約とか、施設の総量、管理費などの削減に努めていきたいということもございましたので、そういう趣旨にのっとり、こうしたことを進められるんだろうというふうに思っております。もし、町長のほうからこうした基金についての専権事項でございますので、お考えがあればお聞かせ願って、再質問とさせていただきたいと思いますが、よろしく願います。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 角田議員、御質問の中にもございましたとおり、三十有余年も固定されたままなのでといったようなこと、そしてまた、ぜひとも人材育成のソフト面等々の活用を図っていく必要があるということもおっしゃっていただいております。先ほど副町長から、来年度ぜひとも公共施設の整備基金のほうに積み立てるという回答をさせていただきましたが、現在進めております旧庁舎の跡地活用につきましては、その基本構想の中にも、ふれあい、そしてまたにぎわいを創出するといったようなことを前面に打ち出しておるところでございます。

周りにおけます施設につきましては、角田議員がおっしゃったとおり古い建物ばかりの公共施設でございまして、この際きっちりと耐震化に向けた施設に衣替えする中で、地域の方々が喜んでいただけるような、にぎわいの創出ができるような施設等にしてまいりたいという意向でございますので、ぜひとも地方創生、当時いろんなお城を造ったとか、金の延べ棒を買ったとかということがいろいろございました。随分と日にちがたったことから、今風な使い方としては、ぜひとも公共施設の整理をしていく財源に充てていって、その中で当時とは違った形の創生の仕方にしてまいりたいということでございますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 9番 角田寛君。

○9番（角田 寛君） 大変心強い御発言でありがとうございます。

今後とも不断なく、この基金を見直していただきながら、将来へ負担のかからない財政運営に努めていただくようお願い申し上げまして、私からの一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳 理君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから垂井町まちづくり基本条例について、私のほうから一般質問をさせていただきます。

コロナウイルス感染拡大が続く中、感染予防対策が日常となる生活スタイルと、またリモートワークなどの働き方が少しずつ定着するようになってきました。その一方で、雇い止めなど離職による生活困窮者の自殺が増加していることも見逃すことはできません。これまでの全ての人を対象とした給付事業にも限界があり、今後は本当に困っている方々への支援が必要となっていていくと実感しているところでございます。コロナ感染拡大を機に、様々なコロナ対策支援事業をいま一度検証し、先の見えないコロナ感染拡大による、本来支援を必要とする方々への緊急的支援を行うべく仕組みや制度へ見直しが必要なのかもしれません。

感染が終息をし、アフターコロナになったときには、国も県・市町村という地方自治体もこれまでの制度や政策を大きく方向転換しなければならない時期となるに違いありません。新たな行政の在り方は何かという問いに答えを出し、未来に向かって新しい価値観の下に、新たな制度や政策を模索・構築していかなければならないと思います。

これは地方自治体だけではなく、その一翼を担うべく我々議会にも課せられた使命であると考えます。これまで指摘されてきた地方議会の存在意義とは。また、地方議員は必要なのか。これらの問いかけに答えることのできる議会にならなければならないと思っております。新たな時代を切り開くための議論をしなければなりません。町長をはじめ、執行部とともに次世代型の地方自治の在り方について激論を交わしていきたいと考えております。今後はこうした未来を見据えた議論ができる議会に変貌しなければならないと思っております。

そこで、我々の町には垂井町まちづくり基本条例がございます。住民、議会、行政が進める協働のまちづくりという基本理念がそこに書かれております。この条例を基に新たな地方自治の在り方を模索していかなければなりません。

さて、平成23年4月に施行され、これまで一度も見直し・改正されたことはありませんでした。本条例第28条において条例の見直しの記載がございます。1. 町長は、この条例の施行日から5年を超えない期間ごとに、各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるか検証します。2. 町長は、検証の結果を踏まえ、この条例の条項やこの条例に基づく制度についての見直しなど、必要な手続を行います。こうあります。

自治基本条例（まちづくり基本条例）の先進地である北海道ニセコ町では、施行以来3年から4年ごとに見直しを行っています。直近では、2014年、2018年に見直しを行ったと先日の議会議員研修の折、同席させていただいたニセコ町議よりお聞きいたしました。なぜ我が町は行われてこなかったのでしょうか。条例をつくったから終わり、つまり条例をつくるのが目的だったのででしょうか。いや違う、協働のまちづくりにとって必要な条例だから改正すべき。私の中で自問自答が繰り返されております。

我が町の現状を打破するためには、条例を時代に合わせていくこと、真の住民との協働のた

めには改正が必要ではないか。私は心の中で叫んでおります。そして、こうした結論に到達いたしました。様々な問題を解決するためにも条例改正は必要ではないでしょうか。条例改正をすることによって町は変わっていくのではないのでしょうか。改正を議論することによって、垂井町まちづくり基本条例が町民にとって再認識をするよい機会となるのではないのでしょうか。さらには、町民との協働のまちづくりの推進、垂井町の発展を促すことにつながるのではないかと考えております。

また、コロナ感染拡大の状況下、条例改正のための審議会を招集し、議論することが障害となることも考えられます。これを機会に、ICTを活用したリモート会議を開催してはいかがでしょうか。住民参加の新しい試みが町内にも広がりを見せることとなると思います。まだまだ終息を見せないコロナを逆手に取った住民協働のまちづくりを進めることに期待したいと思っております。

今年度前倒しをして学校教育におけるGIGAスクール構想を進めております。これを機に、行政主催の町民参加型会議をリモート会議とすることこそ、行政主導型のICT化を強く打ち出す機会になると思います。国主導のデジタル化を待つのではなく、垂井町におけるICT活用で先行する取組にしていきたいものです。

また、これらの会議を町民の皆様も傍聴できる方式を実践できれば、基本条例にある情報の共有を図ることも可能となります。さらに議会においても、本会議や常任委員会などどんどんネット配信をし、情報公開・情報共有を図ることが議会改革にもつながると思っております。

このように、社会情勢は刻一刻と変化をしています。特に、コロナ感染がもたらした我々への影響は計り知れないものがあると思っております。これまでリモート会議は、先進的企業の取組の一部としてしか思ってきませんでした。しかし、今日多くの企業や自治体においても行われるようになっております。これらの社会情勢の急激な変化をコロナがもたらしたと思えてなりません。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ目として、垂井町まちづくり基本条例改正のための過去の取組はどうであったのか。2つ目、施行10年を迎える垂井町まちづくり基本条例、来年度中の見直しの考えはあるのか。3つ目、住民が参加する会議をリモート会議とする考えはあるのか。この3点についてお尋ねをいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） 藤塚議員の御質問、垂井町まちづくり基本条例につきましてお答えさせていただきます。

住民、議会、行政がお互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割と責任に基づき、協働のまちづくりを進めるために、平成23年4月1日から垂井町まちづくり基本条例が施行されました。平成20年6月に、住民、町職員など19人による垂井町自治基本条例策定委員会を設置し、

十数回に及ぶ策定委員会や自主学習会で協議を重ね、条例案の作成が進められました。住民を対象とするアンケートの実施や講演会の開催、意見交換会などを行い、町職員によるプロジェクトチーム会議や、パブリックコメントを経て、各地区での説明会や公聴会を開催しました。そうして条例案が作成され、議会の特別委員会や全員協議会で慎重な審議をいただきまして本条例が可決され、今日に至ります。

それでは、1点目の御質問、垂井町まちづくり基本条例改正のための過去の取組はどうであったかでございます。条例の見直しにつきましては、議員の言われたとおり、本条例の第28条において規定されています。そのため、施行日から5年を迎えた平成28年1月に町長から、まちづくり基本条例の見直しにつきまして、まちづくり審議会へ諮問しました。それを踏まえて、平成27年度及び平成28年度の審議会におきまして、まちづくり基本条例の各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかを検証していただきました。

審議委員からは、用語の定義から理念、まちづくり協議会やまちづくりセンターの位置づけなど、実に40もの積極的な意見が出され、活発な議論が行われました。2年をかけて審議されたまちづくり基本条例の見直しにつきましては、まちづくり基本条例の浸透を図ることや、運営についての仕組みの整備を図るなど6つの提言を添えられ、社会情勢は変化しているものの各条項については、町のまちづくりにとってふさわしいものであると答申されたものでございます。改正には至らなかったものの、審議会におきましては活発な議論が重ねられた結果でございますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の御質問、施行10年を迎える垂井町まちづくり基本条例の、来年度に見直しの考えはあるかについてでございます。

令和3年度は、垂井町まちづくり基本条例が施行されてから10年を迎えるということでございますので、まちづくり審議会を開催しまして、各条項が社会情勢に適合し、町のまちづくりにとってふさわしいものであるかにつきまして検証を図っていきたいと考えているところでございます。

また、議員御提案のリモート会議につきましても検討をしていきたいと思っております。

加えまして、施行10年の記念事業も計画しているところでございます。施行元年でございます平成23年に、各小・中学校の代表27人から寄せられた「10年後の垂井町に向けたメッセージ」をタイムカプセルに収めてありますので、メッセージを書いてくれました当時の小・中学生をお呼びし開封する予定でございますので、よろしく願いいたします。

地域の関わり、個人と個人の関わりが強ければ強いほど、町は強くなっていきます。強い町を住民、議会、行政が互いに手を取り合い協働の町を推し進めるのが、住民自治の最高規範として位置づけられている、まちづくり基本条例でございます。コロナ禍など誰もが予想できなかったことによりまして、社会情勢が刻々と変化をしています。今後も時代の流れを考慮しながら、しっかりと検証してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、藤墳議員の質問の3点目、住民が参加する会議をリモート会議とする考えはにつきまして答弁をさせていただきます。

本年度は、新型コロナウイルスの蔓延を防止するための多くの会議を中止させていただいたところがございます。議決が必要なものにつきましては、書面議決という方法を取らせていただいたところがございます。これは、垂井町だけでなく西濃や岐阜県、また多くの団体様におきましても、この方法で会議中の合意形成が行われたところがございます。

一方、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会は、防災行政通信システムを利用し、10回の会議が開催され、役場庁舎にしながらこの会議に参加することができた次第でございます。リモート会議につきましての感想でございますが、会議に向かう移動時間の無駄を省くことができ、時間を有効的に使うことができること、それから必要な機器につきましては大変小型でございますので、場所を選ぶことなく、庁舎のどこからでも出席が可能となったということがございます。現在は、感染症対策の観点から、人数の制限が必要で、リモート会議は多くの人が参加できる手段であると感じたところがございます。

一方、対面で意見を交換するわけではないため、臨場感に欠けること、また誰に対して話しかけているのか分かりづらく、話しぶりも感じた次第でございます。環境によりましては、通信が不安定で画面が乱れることがあり、また会話が途切れることもあり、人数が多くなると通信障害があり理解しづらいこともあったと感じております。

今年は、防災行政通信システムやZ o o mというアプリを利用して、職員が参加していた説明会や研修会は庁舎内で参加するということが多く見受けられたところがございます。また、9月には災害時におけます連携協定を、このリモート形式を使って締結したところがございます。

このリモート環境が整っている者同士におけます会議につきましては大変有意義なものと思われませんが、これを住民の皆様に参加していただいている会議に導入することにつきましては、それぞれの所有するICT環境の差があることによりまして、リモート方式と通常会議方式の両対応が必要となることが予想されます。日進月歩でありますICT環境が変化する中で、セキュリティ対策にも気をつけながら行うことはリスク回避の面からも難しい課題だと思われま

す。リモート会議を行う際には、時間、場所、内容によっては参加する環境、さらには公開に関するルールづくりが不可欠と考えておるところでございます。しかしながら、もはや対面だけを重視してはいけないことも理解しており、メリットやデメリットを検証しながら検討をしていかなければならない課題であると認識いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 御答弁のほう、ありがとうございました。

大変分かりやすい答弁をしていただいたというふうには理解しておりますが、社会情勢の変化ということは、最近よく耳にいたしますSDGs、またBCP、持続可能な計画、事業継続計画などと訳されて、危機管理や突発的な出来事にも対応できる仕組みの構築が必要とされてきております。これらの考えをまちづくり基本条例の中にも加え、新たな協働の在り方を示す必要があるかというふうに思っております。

そこで、町長自身、SDGsやBCPについて、どのように考え、また基本条例の中の見直しにおいてどのように反映していく考えがあるのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 藤埴議員の再質問にお答えしたいと思っておりますが、SDGsにつきましては、先ほどこれからの見直し等々にもどう取り組んでいくかという御提言でございますが、現行のまちづくり協議会が7地区にございますけれども、既に先鞭的に県の登録を受けながら、もう既に自ら取り組んでいただいている地区もございます。したがって、ここで私が大々的にこうじゃと言うまでもなく、まちづくり基本条例にございます三者がともにそれぞれ協働して、あるいは時には地域自らのことを自らのこととしてやられる姿が見えてきたなあと、そういうふうには私は思った次第でございます。したがって、ここへ来て改めて申すまでもなく、今後他地区にも波及することを切に願っておるところでございますので、そういった御回答をお願いをしたいと思います。

それから、1点例を捉えまして全体のことでございますけれども、私が最も今回のコロナの関連で危惧しておる件でございますが、新しい生活様式が果たしてどのように定着をしていくかといったようなことが非常に心配でございます、いわゆるこれまでのコミュニケーションの在り方がどう変化していくのかということでございます。これは薬であったり、ワクチンが開発されることによって前の姿に戻るのか、それとも議員が御提言でおっしゃっていただいているようリモートワーク、この2万有余の小さな町でもそういったことが問われる時代に突入するのか否か、非常にこれは私も正直申し上げまして不安な部分でございます。

おっしゃってみえることはよく理解できるわけでございますが、これまで対面するところで協働作業を講じてきた我が町でございます。今回のことだけで、時にはちょっと下がりぎみ、時には人と会うのをどんどん避けるといったようなことがどの方向に進むかというのは、これから地域の皆様もそうでございますし、行政としてもそうでございますし、議員各位もそうでございますけれども、皆さんとともにこの苦難を乗り越えるためにもどういう姿にしていくかということは、今後おっしゃってみえる議論を重ねたいということでございます。テレビで幾ら議論をやるよりも、当時私も三十有余年勤めてまいりましたけれども、議員の皆様、住民の皆様とはやっぱり対面して、きちっと膝を突き合わせてといった基本ベースはあると思っておりますので、その中でやっぱり手指消毒であったり、間隔を持つということで、もし感染が防げるとするならば、その手法もあかなというふうには考えておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 町長、ありがとうございます。

そのとおりだと思います。対面、リモート、これはどちらも必要な、それをいかに使い分けしていくかがこれからの社会の情勢に適合していくのだというふうに思っております。

先ほどおっしゃったとおり、まちづくり協議会、表佐地区においても来年度の中に、やはりSDGsの考え方というのは入っておるといふふうに理解をしておりますので、今後より一層広めていくということが我々議員も、また行政のほうも努めていかなければならないというふうに思っております。

もう一点、再質問させていただきたいと思っております。

この役場庁舎、またまちづくりセンターなどの公共施設において、ICT化を推進するためにもネットワークの強化というのが非常に大切になってくる。学校でも、今一生懸命ネットワークの強化のための工事を行っておっていただくというふうに思っております。具体的に大容量のWi-Fi環境を整えていかなければ、先ほど言ったリモートで行う会議も行うことができません。少なくとも地区のまちづくり協議会に出向いていただければ、役場と直接リモート会議も可能になるような環境を整備されるお考えがあるのか、これも町長のお考えとして述べていただければというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

○町長（早野博文君） 再々の質問にお答えしたいと思っておりますが、実はこの新しい庁舎もWi-Fi環境を整えておりますが、今議員おっしゃったとおりに30分以内で登録したものが切れちゃうといったようなことで、非常にまだ簡易的な環境にしか整っておりません。これからの流れとしては、議員がおっしゃってみえるとおりに、どこへ行っても情報が取られるような環境にあることは私も同感でございます。ただ、セキュリティーとか、ちょっとまだ課題があるかと思っておりますので、その辺は十分、特に情報の漏えい等につきましては、地域もそういう環境にしたものの個人の何かが出てしまったとかということのないように、そういう教育も必要でございますし、整備にかかります費用のこともございますので、整備していくお考えにつきましては私も同感でございますし、これからそうあるべきかなというふうに思っておりますので、もう一度持ち帰って今後どうしていくかという、特にやっぱりセキュリティーの関係だと思っておりますので、御理解賜りたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

○5番（藤墳 理君） 前向きな回答ありがとうございます。ぜひともやっていただきたいと思っております。今後のまちづくりに係る部分については、やはり町長主導型でしっかりと行っていただくことを述べさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤省治君） 8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 安田功です。



質問のタイトルは、携帯料金の値下げに関する行政対応についてであります。

要点としまして、携帯料金の値下げに関する行政対応について、通信料金値下げで携帯端末が今後住民との情報共有のツールとしてますます重要となるが、現在のモバイル通信活用状況と今後の計画、可能性についてお伺いします。

まず携帯料金の値下げはちょっと後にしまして、先に行政対応について聞いていきますので、よろしくお願ひします。

要点の中で、モバイル通信活用状況と今後の計画、可能性ということですが、簡単に申し上げますと、スマートフォンを使おうじゃないか、使い倒そうと、あるいはスマホで全部完結させようというような趣旨で質問をします。それ以外に、学校、保育施設、介護施設などについても通告をしておりますので、後から聞いていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

質問の前に、スマートフォンの保有率について、ちょっとお話をさせていただきます。お許しをいただきます。

2020年、スマートフォンの保有率は15歳から19歳ではほぼ100%、それ以外の年代でも50代までは90%をはるかに超えていると言われ、現在はそれより上の選択肢がない場合もあるようで、それが原因にもなっているようです。従来型の携帯電話もすぐになくなりはないが、増えることはなく、スマートフォンの保有率はこれからも上がり続けるでしょう。

モバイルデータ通信に関わる部分でございますけれども、いわゆるワイヤレスでデータをやり取りとするという機器を携帯端末というんですけれども、ずばり言えばスマートフォンのことと置き換えていいと思ひます。スマートフォンを国民のほとんどが所有するような状況になれば、行政サービスをより充実する手段として極めて有効なものとなり得るでしょう。携帯端末の一般への普及と行政機関の利用が進めば、行政の側も広報、周知、連絡、申請、交付などの役割を担うツールとして効果的に利用することにより、行政の人的負担や財政負担を劇的に改善する可能性があります。

このような点を踏まえ、現在のモバイル通信活用状況と今後の計画、または可能性について御所見を頂戴したく存じます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 安田議員からの御質問でございます携帯料金の値下げに関する行政対応につきまして、現在のモバイル通信活用状況と今後の計画、または可能性につきまして答弁をさせていただきます。

本年誕生いたしました菅内閣におきまして、世界各国に後れを取っております電子行政の取組を強力に推進するため、デジタル庁の設置準備を進めており、デジタル庁が司令塔となり、行政のデジタル化やデジタルトランスフォーメーションの普及を図ろうとしております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々の生活様式が大きく変化し、今後の人口減

少や高齢化社会への対応に向けて必要不可欠な対応であると考えられます。

県におきましても、デジタルトランスフォーメーションを推進する方針を10月に示し、その中でSNSアプリケーション、LINEを活用したオンラインサービスの導入を県と市町村が共同して準備することを進めており、令和3年4月から運用の開始に向け準備を進めておるところでございます。これは、国内で最もユーザー数が多く、全世代にわたっての利用が多いLINEを入り口としたオンライン申請や自動応答機能による行政のデジタル化を実現するものでございます。

町といたしましても、参加を希望し、準備ができたものから電子申請の利用受付を開始していきたいと考えております。なお、費用につきましては、当初の構築費用は県が全て負担し、毎月の運用費用について、参加する市町村が人口規模に合わせて負担するという予定となっております。

このほかにも、防災行政無線におきましても、これまでのメール配信と併せLINEによる放送内容の配信や防災アプリの導入など、携帯電話を活用した伝達多重化を図ることを予定しております。スマートフォンを含む携帯電話は、現在我々の生活には欠かせないものとなってきており、民間の調査によりますと、60代でも96%の方が、70代でも83%の方が携帯電話を所持しておるといった結果が出ております。

また、旧来のいわゆるガラケーと呼ばれていたものが今後サービスの終了がなされるという報道が発表され、スマートフォンへの切替えが一層進むことが考えられるところでございます。それに連動いたし、住民の皆様のニーズも、全てのことをスマートフォンを使って行うことができ、情報も自分が必要な行政情報のみを得る、いわゆるプッシュ型の配信が求められています。そのため、町といたしましても、住民の皆様のニーズに添えていけるよう、世の中の急激な変化についていくことは大変難しい部分もございますが、スマートフォンのさらなる活用により人員の削減や行政経費の軽減につながっていくこともあることから、行政のデジタル化に向けて前向きに検討していかねばならない課題であると認識しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 私からは、安田議員の御質問のうち、学校における現在のモバイル通信活用状況と今後の計画と可能性につきましてお答えをさせていただきます。

町教育委員会では、現在スマートフォンなどのモバイル端末を活用しました一斉メール配信システム（すぐメール）を運用しております。このシステムは、あらかじめ登録者に御登録いただくことで、登下校時や通学路における不審者情報、気象情報に伴う学校休業や登下校時刻のお知らせ、そのほか学校行事に関する各種連絡などについて、学校から登録いただいた保護者の皆様や地域の皆様方などへ一斉にメール配信を行うものでございます。

学校は、連絡したい情報をいち早く正確に伝えることができ、また保護者の皆様は学校から発信された情報がスマートフォンに直接届くことで、場所や時間の制約を受けることなく、正しく情報を把握することができるなど、迅速な情報発信、正確な情報共有、さらには円滑な学校運営の一翼を担っているものと考えております。今後も、引き続き活用してまいりたいと考えております。

また、これとは別に、本年度、不破中学校では保護者の皆様方がスマートフォンを利用して生徒の欠席などを学校に連絡する取組を試験的に行っております。朝、学校への電話が集中することがなく、欠席者の体調の様子が把握しやすくなった、欠席連絡の確認がスムーズになったといった教員の感想も聞いております。ただし、一方では子供の様子を保護者と直接お話をし、一声かけてあげたいという感想もございますので、今後の運用につきましては慎重に検討する必要があるものと考えております。

今後、町教育員会といたしましても、モバイル端末の通信料金の動向に注視しながら、ニーズに合った取組を検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、保育施設におけるモバイル通信活用状況と今後の計画についてお答えします。

まず留守家庭児童教室におきましては、今年度スマートフォンのアプリなどから欠席連絡ができるシステムの運用を開始いたしました。従来、保護者の方は、子供たちが学校へ行くまでの朝の忙しい時間に欠席連絡カードを書き、学校と留守家庭児童教室それぞれに欠席の連絡をしなければいけませんでした。現在はスマートフォンなどによる送信のみで、学校、留守家庭児童教室、子育て推進課の三者がウェブ上で欠席状況等を共有できることとなりました。一方、学校や教室においては、欠席カードや電話などで欠席連絡を受ける対応が減り、業務改善にもつながっていると考えています。

また、保育園におきましては現在検討中ですが、来年度1園において、試行的に保育ICTの導入を考えております。留守家庭児童教室と同様にスマートフォンなどからの欠席連絡のほか、登園・降園時間の管理、園だよりの配信などを検討している状況でございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

〔健康福祉課長 小川裕司君登壇〕

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、安田議員の御質問のうち、介護施設・医療機関との連携に関して、現在のモバイル通信活用状況と今後の計画、可能性についてお答えをさせていただきます。

現在の介護施設等でのモバイル通信の活用につきましては、介護・医療スタッフがスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末を共有して使用していたものから、個人一人一人が所

有するものへと移行した結果、より一層のスタッフ間の情報共有が進んだものと考えております。

また、こうした情報の共有を通じて、互いのコミュニケーションも活発化することで、住民、介護施設、医療機関、そして行政との三者においても、情報連携や緊急時の対応にも一層迅速化が図られることが予想されることから、携帯料金の値下げにつきましてはそれぞれにおいて、将来的なツール整備を進めていく計画づくりに影響を与えていくものと考えております。

次に、今後の計画、可能性につきましては、昨今のモバイル通信の活用状況、あるいは事業の効率化や人材不足への対応としてICT化が推奨されていることから、これまで以上に介護事業所、医療機関においてインカム（複数同時通信無線機）などの通信機器の導入など活用の幅が広がっていくものと考えております。

高齢者が増加し、生産人口が減少する高齢化社会において、いかに少ない人員で効率よく、満足する介護・医療サービスを提供できるかが介護施設、医療機関での大きな課題であることから、モバイル通信の活用等、ICT化の推進は、その課題解決に向けた大きな役割を担うものとして認識しており、携帯料金の値下げにつきましては行政側にとりましても、その一助となることに大いに期待したいと考えております。

議員からは、スマートフォンをより活用するという観点での御質問でございましたが、今後ますます健康づくり、あるいはお薬手帳などのアプリの活用などにつきましてもつながっていくものと考えているところでございます。

以上、安田議員の質問に対する回答とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 8番 安田功君。

○8番（安田 功君） 学校、それから保育の現場、介護施設などでの今後の見通しについて御回答いただきました。

学校、それから留守家庭児童教室、保育園もそうですけれども、保護者と先生の連絡について一番いいのは電話だと思うんですけどね。細かく伝えられると思うんですけども、一方、最近はやりのアプリになれば、特に学校とか保育所側の負担は圧倒的に減らせると思うんですね。なぜかといいますと、保護者のほうは欠席しますという報告を入れるに当たって、スマホでアプリから欠席というボタンを押す、次に病気というボタンを押すと、その程度のことで先生には連絡が取れるわけですね。先生のほうは、それを一覧で見て緊急ボタンの押されているものだけに電話で答えればといいと、こういうような操作だけになると思います。大いに先生の負担は減らせると思います。今後の活用を望むところです。

次に、行政手続のデジタル化ですけれども、これについては普及の鍵はスマホで完結、あるいは本丸はスマホで完結だと言われていています。住民の利用を促進するためには、住民にとっていかに手軽に、便利に使うことができるかが問われています。行政手続や申請をするに当たり、窓口やコンビニに出向くこともなく、自身の手のひらのスマホで手数料の支払いまでできてし

まう。ここまでできないと利用も進まないのかもしれませんが。

先ほどの御答弁で、岐阜県はLINEでやるんだという計画があるようですけれども、そういう上位の自治体とか国が提供するシステムを使うのも安くできるのかもしれませんが、実はこれをもう実用化しておる市町がありまして、私が知っている中では四條畷市、奈良か京都だったと思うんですけれども、全て住民がスマートフォンで申請から手数料の支払いまでできるということらしいですね。本人確認もマイナンバーカードをスマホにかざすということで、入力住所も名前も全て済まされて、電子署名も済まされるということですね。こういうようなことになっているので、垂井町でも検討に値するかなあと。民間のシステム屋さんが書いたシステムですけれども、導入に当たって行政のほうもかなりの財政負担やらが要るかと思うんですけれども、その後の人員の負担とか、費用は飛躍的に軽減されていくと思われま。

○議長（後藤省治君） 安田議員、質問内容を1点ずつ簡潔に。

○8番（安田 功君） それで今後の普及ですけれども、先ほど通信料金によるというふうにおっしゃいましたけれども、どのぐらい安くなったらどうかということはないかと思えますけれども、最初に言った携帯料金の値下げの部分ですけれども、日本のスマホ代は高過ぎるよというコマーシャルがありますけれども、何に対して高いかという、よその国の状況にもよると思えますけれども、要するにオンラインといいますか、電線のつながったシステムに対して携帯料は高いということらしいんですね。おうちにおいてWi-Fiがあれば、家族全員で使いたい放題で4,000円ぐらいと、ところがスマホは1人1台で4,000円ずつかかるということですので、値段が下がればユーザーのほうは、一般住民はたくさん持っていただけますので、それを頼りに役場での導入もぜひ早期に進めていただきたいと思えますけれども、総務課長にもう一回お伺いします。

○議長（後藤省治君） スマホの促進をさらにという再質問でよろしいですか。

総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 安田議員の御質問でございます。確かに、個人的に持っていただくものでございますので、役場のほうから持てというようなことは強制できるものではございませんが、先ほどの答弁でもございましたように、普及率は促進しておりますことと携帯会社の費用面での切磋琢磨があると聞いておりますので、今後ますます所有者は増えてくるものだと思っております。

それを考えまして、またそれに対応すべく我々もシステムを、全国いろんなところにもあろうかと思いますが、いろんないいものを取り寄せまして考えていくことになっていくんではないかなあというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 8番 安田功君。

○8番（安田 功君） ありがとうございます。質問は以上です。終わります。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時06分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 廣 瀬 隆 博

会議録署名議員 乾 豊

